県南広域振興局長告示第69号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在 地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月28日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
学 未川笛 7		変更前	変更後	发 文 十 月 日
0310900014	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番7	平成21年3月20日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	发 文 十 月 日
0310900014	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番7	平成21年3月20日